

建築構造審査・検査要領―確認審査等に関する指針 運用解説編―2016年版の改訂内容

日本建築行政会議 構造部会及び構造計算適合性判定部会では、平成 26 年の建築基準法改正（平成 27 年 6 月施行）に合わせて、2011 年 7 月に発刊した「建築構造審査・検査要領―確認審査等に関する指針 運用解説編―」を 5 年ぶりに改訂しました。

改訂において、平成 26 年の建築基準法改正で見直しとなった構造計算適合性判定（構造適判）の手続き及びその方法等並びに第 20 条第 2 項の新設に伴う構造規定適用の変更等について解説を加え、より実務に即した観点から見直し、再編集しました。

今回の法改正では、構造適判の手続きの柔軟化・効率化を図るため、構造適判を建築主事等の審査から独立させ、建築主が直接申請できる仕組みに改め、建築主が審査者や申請時期を選択できるようになりました。このように構造適判が独立した処分となったことから、構造適判機関において申請図書等の内容の確認、当該建築物の計画が構造適判を要するかどうかの判断が必要となり、これまで以上に建築主事等と構造適判機関とが密接に連携を図りながら、確認審査と構造適判業務を運営することが重要になったと考えます。

更に、法第 20 条第 2 項及び特定増改築構造計算基準の新設により、エキスパンションジョイントで分離された建築物の部分毎に構造強度に関する規定を適用することとなり、構造適判も建築物の部分毎に対象になりました。一方で、既存不適格建築物に対する増改築の際も構造適判を要することとなりました。

そこで本書では、構造審査・構造適判の流れや構造規定の適用の考え方、構造適判の対象について、図等を用いて分かり易く解説しております。また、施行規則及び指針告示で新たに規定された通知（建築主事等と構造適判機関の間で取り交わす通知等）に関し、施行規則で様式の定めがない通知は、本書で参考書式を掲載しましたのでご利用いただければ幸いです。

主な改訂内容

第 2 章 構造審査に関わる確認申請の手続き等の解説

- ・構造適判が確認申請とは独立した手続きとなり、建築主が構造適判機関や申請時期を自由に選択できるようになりました。確認申請と構造適判の手続きが円滑に行われるための標準的な手続きの流れを解説しています。
- ・構造適判の対象となる構造計算基準として、特定構造計算基準と特定増改築構造計算基準が定義されました。これらについて、記載を追加しました。
- ・構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者（ルート 2 主事）がルート 2 基準の審査を行う場合は、構造適判が不要となりました。ルート 2 基準により設計された建築物の適判の要否について解説しています。
- ・軽微な変更の範囲が見直され、特定天井が追加されたことから、解説を追加しました。

第3章 建築基準関係規定に適合するかどうかの審査

- ・法第20条第2項の新設により、エキスパンションジョイント等で構造上分離されている建築物の各部分の規模等に応じて、構造計算の方法が適用されることになりました。また、法第20条の規定についての既存不適格建築物の増改築において、高度な構造計算を行う場合、構造適判を要することになりました。構造適判の要否の記載を改訂し、構造適判の要否について事例を示して解説しています。
- ・建築基準法施行規則第1条の3第10項の規定が設けられ、エキスパンションジョイント等で構造上分離して増改築する場合に、増改築に係る部分以外の部分が、構造計算基準に適合することが明らかなものについては、検査済証の写しを添付すれば、当該部分の構造計算書等の添付を要しないことになりました。この規定を適用する上での条件等について記載しています。
- ・構造適判が確認申請とは独立した手続きとなったことに伴い、互いに留意事項の通知や照会を行うことができるように規則及び指針告示が改正されました。通知及び照会については規則による様式の定めはないため、任意の様式で行うこととなります。構造計算適合性判定部会と構造部会で作成した様式を紹介すると共に、確認審査機関と構造適判機関との調整方法について記載しています。

第4章 構造計算適合性判定に関する指針（指針告示第2）の解説

構造適判が確認申請とは独立した手続きとなり、施行規則第3条の7に構造適判申請に必要な書類や図書が規定されました。構造適判申請における受付時の審査方法が指針告示に規定されています。その中で計画建築物が適判対象かどうか判断できない場合の建築主事へ照会する仕組みが新たに定められています。

指針告示に規定されている判定すべき事項については変わりありません。建築主事等と適判機関の間での留意事項のやり取りも残されています。

受付時の審査や判定すべき事項等についての審査において、補正や追加説明が必要と判断された時の適判機関の対応として、補正等の書面の交付（期限付きの任意通知）と適合するかどうか決定できない旨の通知（法定通知）が規定されました。

判定結果の通知については、これまでの構造計算適合性判定結果通知書に替わり、適合判定通知書と適合しない旨の通知書の二つの法定通知が定められました。

申請者は適合判定通知書と申請書副本の添付図書を建築主事等へ提出し、確認申請図書等との整合の審査を受け問題が無ければ確認済証が交付されることとなります。その際に両者の図書間の不整合や判定結果に疑義が生じた場合は、建築主事等から適判機関へ意見照会を行い、適判機関は遅滞なく回答する手続きが新たに規定されています。

改訂版第4章では、以上のような指針告示第2の変更点を踏まえて同告示の逐条的な解説とともに標準的な適判手続きのフロー図、必要な申請や通知の様式の一覧、及び手続き上必要となる任意の書式を例示しています。